

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主、取引先、従業員というステークホルダーにとって、健全かつ透明性が高く、自ら企業価値の維持・向上を効率的に実現できる経営体制を確立し、厳重に法令を遵守していくことを重要な経営課題として認識しております。

当社では、社外取締役を含めた取締役会及び監査役会制度を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、また従業員へも適時開示の重要性を共有するなど適切な情報開示体制の維持と経営の効率化及び規律維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における海外投資家比率は相対的に低いと考えております。今後海外投資家の比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や英文招集通知の作成要否を判断致します。

【原則4-8】

当社は、保険ビジネスや海外展開など当社にとって有益な専門知識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たすことが期待され、かつ人格・見識に優れた人物2名を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-10-1】

当社としては、以下の理由により独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会を設置することはいたしておりません。

取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任については、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しております。

また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会において適切に決定されております。

以上の理由から、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は現在のところ、政策保有株式として上場株式を保有しておりませんが、政策保有に関する方針およびその議決権行使についての基準は以下のとおりです。

【政策保有に関する方針】

政策保有株式を原則保有しないが、業務提携や経営上の合理的な理由があり保有する場合には、個々の目的に対する合理性や保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを定期的に検証し、保有の適否を判断する。

【政策保有に係る議決権の行使についての基準】

政策保有株式に係る議決権行使については個別に判断するが、対象企業の企業価値を毀損する可能性があるかと判断される議案については特に留意して判断する。

【原則1-7】

当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規程等で定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適切に開示しております。なお、主要株主等との取引条件については、一般的取引条件と同様の内容で決定しております。

【原則2-6】

当社には、企業年金基金制度はありません。

社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1】

(1)

【経営理念】

- ・信用リスクの引受けによる信用供与と適正な社会資源の配分を通じて、企業の新たな挑戦と活力のある社会成長に貢献します。
- ・自社の経営資源に拘らず、信頼できるパートナーとの協力と自社の専門性に基づき、常に先進的かつ夢の広がる金融サービスを創造します。
- ・自分で考え、行動でき、信頼される魅力に溢れた社員を育成し、自由な発想を活かせる企業を目指します。

【経営方針】

信用リスクの受託・分析・審査・流動化(リスク移転)というビジネスプロセスの高度化に取組み、その基盤となる審査力を強化することにより、専門性を向上させます。また、従来の金融機関では引受けが難しい複雑で多様なリスクに取組む、信用リスクの分野に特化した企業を目指します。さらに、商品開発及びサービス提供において有力かつ多様なパートナーとの協力関係を構築することにより、スピードと安定感を両立させた事業展

開を行います。

【経営戦略】

当社グループでは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、高額なリスクや複雑なリスクの引受けを可能にすることで収益性と競争力を維持し、成長していくことを目標とし、以下の事項を経営戦略といたします。

(a) 信用リスクのマーケットメイク機能の強化

当社グループは、単なる信用リスク受託のアレンジャーとしてではなく、価格とリスクが複雑に絡み合い、需給バランスの調整が困難なマーケットで、信用リスクの委託者と受託者のマッチングを適切にバランスよく行うことができるマーケットメーカーを目指しております。そのためには、顧客の保有するリスクをセグメント化し、リスクに応じた保証料率を適用して信用リスクの受託を行うことや、高額なリスク・長期のリスク・債権債務に紐付かない信用リスク等の引受けに対応すること、及び信用リスクの受託・分析・審査・流動化というビジネスプロセスの高度化に取組み、その基盤となる審査力の強化により、専門性を向上させていくことが必要となります。

また、引受けたリスクをより多くの金融機関に分散して流動化することにより、高いリスクや複雑なリスクを合理的なコストで引受けけることを通じて顧客企業のニーズに応える一方、自らの規模に制約されない信用リスク受託を実現し、競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現してまいります。

(b) 信用リスクの受託・流動化に特化した事業を行う企業を目指す

当社グループは、従来の金融機関には引受けが難しい複雑で多様なリスクに取組むことで、信用リスクの受託・流動化に特化した企業を目指しております。

専門性と実績並びに保証残高の増大に伴ったスケールメリットを強みとして、顧客の多様な債権や各業界により異なる顧客ニーズ、あるいは様々な商取引に関する保証ニーズに対して個別に商品を開発し、対応してまいります。また、顧客層を細かく分類し、大企業には高額なリスクの受託、中小企業には小口債権向けにリスク受託を展開するなど、サービスラインナップの拡充を図り、顧客の利便性向上に努めます。

さらに、一般企業だけでなく、金融機関等に対しての商品を開発し、債権流動化に関する信用リスク受託や金融機関が保有する債権のリスク受託あるいは金融機関等が保証事業を行う際の再保証という形で信用リスク受託など多種多様なサービスの提供に努めます。

(c) 有力かつ多様なパートナーとの協力により事業を展開

当社グループは、各業界でのリーディングカンパニーが出資パートナーとなっており、販売パートナー（販売提携先）も全国50以上の地方銀行をはじめ、メガバンク系グループ会社、リース会社、証券会社など金融機関にとどまらず、大手メーカー系グループ会社や商社等の事業法人まで多岐にわたっております。当社グループは、これらパートナー企業と双方にメリットのある事業展開を行うことにより、急速に保証規模を拡大してまいりました。今後は、より顧客ニーズに合った商品を開発・提案するとともに、海外の有力企業とパートナーシップを組むことにより輸出債権に対するリスク受託基盤の整備に取組めます。また、将来的には海外への進出を図り、国内企業の輸出取引をはじめ海外における現地取引に対する保証サービスを展開するなど、アジア地域を中心に信用リスクの受託サービスを広げていくことも視野に入れております。今後においても、引き続き有力パートナーとのシナジーを最大限発揮し、事業を拡大してまいります。

(2)

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

本報告書の「1 基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3)

本報告書の「1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)

当社では取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。当社執行役員は、取締役会で決定した経営の基本方針に基づき、経営・業務の執行を、責任を持って行う者と定義しており取締役会において実績・見識・能力等を総合的に勘案した上で選解任しております。

取締役・監査役候補の選解任については、取締役会において実績・見識・能力等を総合的に勘案した上で発議し株主総会で決定しております。

(5)

取締役会は上記(4)を踏まえ、執行役員及び取締役・監査役候補の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しており、取締役・監査役については「株主総会招集ご通知」に取締役・監査役の個人別の経歴を記載しております。社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。経営陣幹部の解任に関わる説明は、ニュースリリースで開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社では「取締役会規程」、「取締役会規程附属別表」を定めており、取締役会での決議事項・報告事項について規定されております。また、これに基づき「職務権限規程」を定めることにより経営陣が執行できる範囲を決定しております。

当社では以下の項目について取締役会の決議または報告を経るものとしております。

報告事項及び決議事項

- ・経営、組織および制度事項
- ・役員事項
- ・重要人事事項
- ・株主および株式事項
- ・財務事項
- ・その他重要事項

【原則4-9】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準を満たす者としております。

【補充原則4-11-1】

取締役の選任については、企業経営において求められる適正かつ迅速な意思決定への寄与、コーポレートガバナンスの整備、業務執行の管理・監督機能、様々な知識・経験・能力を持つ人員配置のバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役候補者および取締役・監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類にお

いて毎年開示しております。
本報告書の更新日時点における社外取締役・社外監査役の重要な兼職の状況については、本報告書の「 1. 【取締役関係】 【監査役関係】 会社との関係 (2) 」にも掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-3】

取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されております。
(ア)取締役会規程に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。
(イ)取締役会の審議に先立ち、経営会議にて問題点・課題、リスクおよびその対策を明確にさせ、議論の実効性を高めております。
(ウ)取締役会で円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、承認事項については必要に応じて取締役会資料を事前に配付し、重要な案件について社外取締役・社外監査役には事前に内容を説明しております。
(エ)経営状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理および業務執行の監視を実施しております。

【補充原則4-14-2】

当社の取締役においては、証券代行機関が主催するセミナーや東京証券取引所によるトレーニングプログラムなど外部の研修・セミナーを活用し、取締役として必要な知識の習得に努めております。
また、監査役においては日本監査役協会による外部研修・講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めております。
社外取締役・社外監査役には、その役割を果たせるよう当社の経営戦略・事業内容・財務・組織等全般に関する説明を適宜行っており、当社に対する理解を深める機会を提供しております。

【原則5-1】

当社のIR活動は、代表取締役社長及び取締役経営管理部長兼業務部長が中心になって行っております。IR活動に必要な情報は、営業・管理各部門から情報収集し、業務部で取りまとめをしております。
当社の主なIR活動は次のとおりであります。
・定時株主総会の開催：年1回
・決算説明会の開催：年2回
・機関投資家との小規模IRミーティングの開催
・機関投資家との個別IRミーティングの開催
・当社ホームページによるニュースリリース
・株主向けIR通信の作成及び配布

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	10,236,800	24.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,147,900	12.11
株式会社帝国データバンク	2,870,400	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,503,900	5.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,441,800	5.74
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,784,200	4.19
江藤 公則	1,538,400	3.61
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,440,000	3.38
野村信託銀行株式会社(信託口)	1,263,400	2.97
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES	995,000	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金原 義宏	他の会社の出身者											
川内野 康人	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金原 義宏	○	昭和52年4月株式会社三菱銀行(現三菱UFJ銀行)入行。平成18年5月株式会社帝国データバンク出向、同年11月同社転籍。現在は当社の社外取締役であります。同社との間で、営業取引がございますが、第三者と同様の条件により行われており、特別な利害関係はございません。	銀行や企業信用調査を行う会社において幅広い業務に従事し、その企業の信用調査に関する知識及び経験を当社の経営戦略に反映して頂くことを期待するため。

川内野 康人	○	平成4年4月伊藤忠商事株式会社入社。現在、同社保険ビジネス部長を兼務する当社の社外取締役でございます。同社との間で、売上債権の保証等及び営業協力に関する営業取引等がございますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われており、特別な利害関係はございません。	国内及び海外における保険事業の統括経験も有し、保険事業における幅広い知識を有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映して頂くことを期待するため。
--------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、監査役は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

また、監査役と内部監査室は随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山岡 信一郎	公認会計士													
笠 浩久	弁護士													
山内 稔彦	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

山岡 信一郎	○	平成6年10月監査法人トーマツ入所。平成11年3月公認会計士登録。平成19年10月に同監査法人を退所し、株式会社ヴェリタス・アカウンティングを設立。現在は同社代表取締役社長、山岡法律会計事務所パートナーを務めております。当社の社外監査役であり、また当社の独立役員であります。当社は有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しておりますが、特別な利害関係はございません。	公認会計士としての専門的な知識・経験等から、監査役の役割を十分に果たすことが期待されるため。また、独立役員として指定した理由は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため。
笠 浩久	○	昭和63年4月東京海上火災保険株式会社入社。平成6年4月弁護士登録。現在は東京八丁堀法律事務所及び株式会社レナウン社外監査役を兼務する当社の社外監査役でございます。	弁護士として法的視点及び幅広い見識から、監査役の役割を十分に果たすことが期待できるため。
山内 稔彦	○	昭和50年4月東京海上火災保険株式会社入社。平成15年4月株式会社トータル保険サービス出向、平成16年5月同社へ転籍。現在は当社の社外監査役であり、また当社の独立役員であります。同社との間で、営業協力に関する営業取引等がございますが、第三者と同様の条件により行われており、特別な利害関係はございません。	損害保険会社で長年培われた見識を有し、保険代理店での経験も有していることから、監査役の役割を十分に果たすことが期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

役員報酬制度は単年度の全社業績に対する業績連動型報酬制度であり、個々の取締役の担当職務の成果も考慮して増減調整する制度であります。取締役の経営判断の結果である企業収益に依存する報酬制度を導入することで、取締役に妥当な経営判断への誘引を与え、同時に報酬減少のリスクを負担させることにより特定株主の利益ではなく、業績という全株主利益の実現を通じた株主価値向上への動機付けを実現したと考えております。

ストックオプションの付与については、各取締役の職責に応じ、協議して割当数量を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	

会社の業績向上等に基づく企業価値の増大と従業員の報酬を連動させ、業務への取り組み姿勢をより主体的なものにすべく、当社の役員及び従業員を対象に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2019年3月期における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

1. 社内取締役に支払った年間報酬総額110,388千円
2. 社外取締役に支払った年間報酬総額5,215千円
3. 社外監査役に支払った年間報酬総額12,080千円

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役(3名)の使用人分給とは含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、単年度の全社業績に対する業績連動型報酬制度であり、個々の取締役の担当職務の成果も考慮して増減調整するものであります。

また、その決定方法は、取締役の経営判断の結果である企業収益に依存するものであり、これにより取締役に妥当な経営判断への誘引を与え、同時に報酬減少のリスクを負担させることにより特定株主の利益ではなく、業績という全株主利益の実現を通じた株主価値向上への動機付けを実現しております。

当社の取締役報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年10月31日であり、決議内容は年額1億5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まない。)としております。

当社の取締役報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に関しては、取締役会で定められた制度を基礎に算定しており、その算定方法は経常利益の増加額等に対し一定の割合で取締役報酬として配分するものであり、その割合と配分の基礎となる取締役の評価については取締役会の決議により一任された代表取締役が決定しております。

これに加えて、株主総会で決議された上限額とは別枠で、2014年6月26日開催の株主総会で決議された総額5千万円以内で、株式報酬型ストック・オプションを取締役(社外取締役を除く)に発行しており、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気を高めることを目的としております。

なお、社外取締役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートにつきましては、経営企画部が担当し、取締役会の議案等を事前に配付するとともに、必要に応じて各種情報提供を行うなどのサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1 取締役会

取締役会は6名(うち、社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で社外取締役を招聘しております。

2 監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、このうち社外監査役山岡信一郎氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役であります。

監査役会は、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者等へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。

3 経営会議

経営会議は社長の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、社長が決定することを目的として、原則として毎月2回開催しております。構成員は、社長、取締役、執行役員とし、取締役会付議事項及び業務執行に関する事項について意思決定を行っておりますが、必要に応じて常勤監査役も出席メンバーに加え、意見を述べることで牽制を図っております。

4 幹部会議及び合同会議

当社は社長以下常勤取締役と課長以上が出席する幹部会議を毎週開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役、常勤監査役、本社全従業員が参加する合同会議を毎月月初に定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。

5 内部監査

当社は常設の組織として内部監査室を設置し、内部監査室員を配置しております。内部監査室は、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。内部監査室、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

6 会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。当社の会計監査業務に係る監査補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等1名、その他4名であります。

7 法律顧問

当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役による外部からの意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂く一方、独立性の高い社外監査役3名が経営を監視することで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は内容確定後、速やかにTDnetによる公表を行っております。 これにより株主の総会議案の検討時間を十分に確保しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実という観点から、多くの株主が参加可能となるよう株主総会の集中日を避けた日程設定としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回以上、説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信等を当社ホームページのIR情報に記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務部がIR担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針について

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。

取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。

社長直轄の内部監査室を設置して、定期的実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかを調査・検証する。また、その監査結果については社長に報告する。

監査役は独立した立場から、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) コンプライアンス

社長が任命したコンプライアンス責任者を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進・教育・研修の実施等により、役員及び使用人のコンプライアンス意識の周知徹底及び維持・向上を図る。

当社の事業に関連する法令等を識別し、その内容に関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。

通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口）を充実する。

当社は反社会的勢力と絶対に付き合わないという代表取締役の信念のもと、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより、関係を一切遮断する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、業務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応することにより、いかなる利益供与も行わない。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制

財務報告の適正性・信頼性確保のため、別途定める「内部統制基本計画書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

(2) 情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報管理に関する規則・基準等を定めて適切に対応する。

(3) 取締役及び監査役がいつでも上記の情報を閲覧できるよう整備する。

(4) 取締役は使用人に対し「文書管理規程」等に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程・基準を整備し、平時における事前予防体制構築に取り組む。

(2) 具体的には、顧客への与信及び保証限度の設定については規程及びマニュアルを整備しリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組む。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の効率的な職務執行を確保するため、原則として月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(2) 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

(3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署長が当社における子会社管理責任者として当該子会社の経営を指導・管理する義務を負う。

(2) 子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付ける。また、当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を確立する。

当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者（において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役会に当社役員が出席することにより、業務執行報告を受け、取締役の職務の執行状況を確認する。

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社管理規程において、子会社の経営に関する事項・資本政策・決算・役員人事・財務・事業企画・システム開発・その他重要事項などを当社の経営会議による事前承認事項とし、会計監査人の監査報告を当社の経営会議への報告事項と定めるなど、当社グループ全体でのリスク管理体制を整備する。

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ業務の執行状況について定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について当社の経営会議で事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「経営理念」「行動規範」を経営の基本として策定し、当社および子会社はその規模や特性に応じて適切なコンプライアンス体制を構築する。これを実践するため「コンプライアンス・プログラム」に基づき、法令・定款の遵守を図る。

(f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないものの、監査役が必要と認めた場合は、取締役と協議の上、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。

(g) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の監査役補助業務遂行においては、取締役・内部監査室長等の指揮命令は受けないこととする。また取締役はその独立性に関し、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

(2) 監査役補助使用人の人事事項については常勤監査役の意見を尊重する。

(h) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助使用人は、監査役の指示に従い、自らあるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析等を行わなければならない。

(i) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会はもとよりその他経営会議等重要会議に出席することにより経営上の重要事項・業務執行状況等について報告を受ける体制とする。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。

使用人は、監査役に対し直接報告できるものとする。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は、子会社取締役会に陪席すること等により経営上の重要事項・業務執行状況等に関する実情を把握する。

子会社管理規程があり、これに則って必要な報告を受ける。

子会社役員は、必要の都度、監査役に対し直接報告できるものとする。

(j) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な

取扱を受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、通報内容の機密保持を保障する。

(2) 必要に応じ、内部情報提供制度(ホットライン)規程等に準じ適切な措置を講ずる。

(k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、監査役がその職務の執行について会社に対して、上記を請求したときは、会社は当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

(2) 監査役会は、職務遂行上必要な費用について、審議のうえ予算を作成し、会社側担当部署に伝える。また臨時、緊急時の費用については所要の手続きをとる。

(l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合を持つ。

(2) 内部監査室は監査役との密接な連携を保ち、監査役監査の実効性確保を図る。

(3) 監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

(4) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である江藤公則は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、幹部会等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理関係部署の管理職社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

排除・防止体制としては以上ですが、万一に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、株主、一般投資者をはじめとする利害関係者への企業内容に関する情報提供を行うことが重要な経営課題の一つであると考え、積極的に企業情報の開示体制の整備に取り組んでいく所存であります。

2. 適時開示責任者及び担当部署

当社では、適時開示責任者は取締役執行役員経営管理部長兼業務部長の邨井望であります。担当部署については経営管理部とし、適時開示責任者による全社適時開示情報の一元管理のもと、適切な開示体制を整備しております。適時開示責任者は取締役会に常時出席することにより、適時開示に係る情報を漏れが無いように十分に留意しております。また、週に一度の幹部会におきまして各組織長から業務の進捗状況の報告を受け、適時開示責任者が開示事項に該当する可能性がある事実を把握できる体制を整えております。

3. 会社情報の適時開示に関する社内体制の状況

適時開示担当部署は、「決定事実に関する情報」、「発生事実に関する情報」、「決算に関する情報」を以下の通りに把握し、開示を行っております。

また、当社では適時開示の運用が適正に行われているかを監査役監査、内部監査により適宜検証し、適時開示体制の維持・向上に努めております。

(a) 「決定事実に関する情報」

当社における決定事項は取締役会において審議され、決定事実は全て適時開示責任者に集約され、必要に応じて弁護士・監査法人等の外部機関の意見を求め、適時開示規則に基づき開示すべき事項については、適時開示担当部署に連絡し、速やかに開示を行います。

(b) 「発生事実に関する情報」

重要な発生事実は、各組織長から適時開示責任者に適時報告される体制が確立されております。適時開示責任者は報告があった場合、各組織長と協力して重要事実に該当するか否かを判断し、重要事実に該当すると判断された情報については、代表取締役社長への報告を経て、適切な時期及び方法にて開示を行います。

また、取締役会において承認が必要な場合は、取締役会承認を経て速やかに開示を行いますが、緊急を要する場合には、迅速な開示を行うために、代表取締役が開示に関する決定を行います。

(c) 「決算情報に関する情報」

決算に関する情報は、代表取締役及び監査法人等の確認を経た上で、取締役会にて審議、決定後、適時開示責任者に集約され、開示すべき事項については適時開示担当部署に連絡し、速やかに開示を行います。